

コロナ禍を乗り越える

vol.3

このコーナーは、小田川市長が掲げる今年の漢字「越」にちなんだまちづくりを紹介するコラムです。



問 健康増進課（保健福祉センター内） ☎0297・25・2100

新型コロナウイルス感染症の国内上陸から2年以上が経ち、昨年末からはオミクロン株による感染が急拡大しました。特に、家庭内で感染の広がりを見せ、家族全員が自宅待機を余儀なくされるなど、社会経済活動の維持に影響を与えかねない状況となりました。

市では、こうしたコロナ禍を市民の皆さんが乗り越えられるよう、次の対策に取り組んでいます。

抗原検査キット

国承認の抗原検査キット3800個を確保し、2月8日時点で、約4000個を濃厚接触者となった児童に配布しました。濃厚接触者となった児童が検査をし、陰性が判明すれば、同居家族の行動制限が緩和されるなど、社会経済活動の維持に役立ててもらおうことを目的としています。



パルスオキシメーター

市では、自宅療養者、濃厚接触者で自宅待機となっている方などを対象に、パルスオキシメーターを貸し出しています。申し込み方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。



「くらしを支える制度をご紹介します⑬」

つくばみらい市では18歳まで対象です！ 小児マル福制度をご活用ください！

問 伊奈庁舎国保年金課（内線4406）

■小児マル福とは？

市に住所がある、各種健康保険に加入している0歳～18歳の方を対象に、健康保険を使用して受診した場合の自己負担分を助成する制度です。

※小学校卒業後から18歳までの方に入院用の受給者証は自動郵送していません。入院前に国保年金課へ申請するか、退院後の支払いの後に返金手続きをしてください。

■調剤薬局では

健康保険証とマル福受給者証を窓口で提示してください。自己負担分は助成されるためお支払いはありません。



■外来受診時は

健康保険証とマル福受給者証を窓口で提示して、医療機関ごとにマル福外来自己負担金（医療機関ごとに1日最大600円・月最大2回）をお支払いください。3回目以降の自己負担はありません。



■入院時は

健康保険証とマル福受給者証を窓口で提示して、医療機関ごとにマル福入院自己負担金（医療機関ごとに1日最大300円・月最大3,000円）をお支払いください。



■茨城県外の医療機関では

他県ではマル福受給者証は使用できません。医療機関窓口で健康保険証を提示し、健康保険自己負担分をお支払いください。その際は必ず領収書を受領し、返金手続きをください。

マル福制度はほかにも！

- 妊産婦マル福
- ひとり親家庭マル福
- 重度心身障がい者マル福

詳細は
ホームページ
をチェック！

